

憲法しんぶん速報版

第 157 号

2007 年 3 月 28 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

与党が改憲手続き法案強行突破の構え 来月 13 日に衆院通過をめざす

自公与党は 27 日、改憲手続き法案の修正案を提出、29 日の特別委で審議されます。「与党は民主党の賛成が得られなくても、4 月 12 日に委員会、13 日に本会議で採決し参院に送る方針」（「読売」3 月 27 日）と報じられる一方、自民党の保岡理事は「最後には自公民 3 党合同の修正案がえられる可能性がある」と語っています。

当面の行動を提起

憲法会議は国会の緊迫した情勢に対応し、「5・3 憲法集会実行委員会」を中心に、議面集会や傍聴など次のような行動を提起しています。

また、各団体が憲法調査特別委員会の委員会に抗議・要請のハガキ、ファックスなど送るよう全構成員に働きかけることをよびかけています。

【STOP！改憲手続き法案 議面集会】

- ・ 3 月 29 日 (木) 12 時 15 分～13 時
衆議院議員面会所
- ・ 4 月 5 日 (木) 12 時 15 分～13 時
衆議院議員面会所
- ・ 4 月 12 日 (木) 12 時 15 分～13 時
衆議院議員面会所

【STOP！改憲手続き法案 4・12 大集会】

- ・ 4 月 12 日 (木) 18 時 30 分～
日比谷野外音楽堂 (集会後国会にむけデモ行進)

【STOP！改憲手続き法案 4・17 第 3 波国会へ行こうアクション】

- ・ 4 月 17 日 (火) 18 時 30 分～19 時 30 分

衆議院第 2 議員会館前を中心に人間の鎖、ペンライト行動で国会を包囲します。

【「憲法施行 60 周年 2007 年 5・3 憲法集会&銀座パレード」

- ・ 5 月 3 日 (木・祝日) 12 時開場
13 時開会 日比谷公会堂 パレード出発 15 時

提出された「修正案」の要点

◎国民投票の対象…与党案どおり
憲法改正国民投票に限定する。

◎投票権者の年齢…満 18 歳以上(国はこの法律が施行されるまでの間(3 年)に満 18 歳以上 20 歳未満の者が国政選挙に参加できるよう公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令を検討し必要な措置を講ずる)

◎過半数の意義…国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数(白票など無効票は投票総数にいれない)の二分の一を超えた場合は、憲法改正案について国民の承認があったものとする。(最低投票率は設定しない)

◎公務員・教育者の国民投票運動…公務員・教育者の地位利用による国民投票運動は憲法改正に関しておこなう賛否の勧誘や意見表明などを除き要件を厳格にしたうえ禁止する。「信用失墜行為」、「職権乱用」などの悪質な行為については公務員法制を適用して処罰する。

◎組織的多数人買収罪…明確な勧誘行為など、適用条件を限定し存置する。

◎国民投票の周知広報…(原案の憲法改正案広報協議会を国民投票広報協議会に変更するが、衆参それぞれ十名で、委員は「各議院における各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任」)

①改憲案の内容と発議にあたって出された賛成意見、反対意見等を掲載した国民投票広報を発行する。

②憲法改正についての説明会の規定

は削除する。

③改憲案のテレビ・ラジオ広報

▽NHKのラジオ・テレビは国民投票広報協議会の改憲案についての広報、および政党の賛成・反対の意見を無料で放送する。

▽政党の意見広告は賛成・反対の意見に対し同等の時間、時間帯を提供しなければならない。政党はその放送の一部を指名する団体におこなわせることができる。

④改憲案に関する新聞広告

▽新聞は改憲案に関する国民投票協議会の広報、および政党の賛成・反対の意見広告を無料で掲載する。

▽政党の賛成・反対の意見広告は同一の寸法および回数とする。政党はその広告の一部を指名する団体に行わせることができる。

◎国民投票に関する放送

①国民投票に関する放送は放送法第三条の二第一項の規定(放送の公正・政治的中立等)に留意する。

②国民投票の期日前 14 日にあたる日から国民投票の期日までの間は、国民投票運動のための有料の広告放送(スポットCM)をし、またはさせることができない。

◎施行期日及び施行までの国会法の適用の特例

①国民投票法本体の施行期日は、公布の日から三年を経過した日とする。

②国民投票法が施行されるまでの間は、国会法の改定によって設置される憲法審査会は「調査」だけをおこない憲法改正原案の提出・審査はおこなわないことを確認する規定を設ける。